

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 通知	(け) 是正申出に係る保有個人情報	(こ) 是正の申出の内容	(さ) 是正の申出に対する処理の内容	(し) 再調査申出年月日	(す) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由									
1	平成26年度 諮問受理第26号	平成26年 5 月 22日付け大教委第 e－54号	平成24年 4 月 27日	市教委私保有の私の個人情報 ※在日コリアン 4 世義務教育 不就学事件資料関係等と後援 名義の件	公共性のはき違いを回答、理由説明書は、（憲法第98条 2 項に反する！上に）	条例第 6 ・13条違反。〇〇事務局長の違憲行為を正当化する違法。	教育委員会事務局生涯学習担当	平成25年 8 月 28日付け大市教委第1406号	【是正申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項】 大市教第2305号「不就学対策資料」 特には、「学校事務の手引き」上の「文初財第464号」（特別永住権者は、日本人同等扱い）より、差異禁止の法令（省令）から、憲法第99条・地公法第32条・本市の職員基本条例第 4 条「倫理規範」、地公法第29条（道義的責任負う） 【是正申出の趣旨】 「公正」の理解不明。下記資料も「不就学」取り組む。外国籍住民施策有識者会議会議録第 32 ・33回人権推進委員作成資料平成21年度分 ※地公法第32条「法令遵守」職員のが、資料（市作）上との相違は、禁止行為。 【是正の申出の理由】 「不就学」置く、特別永住在日コリアン 4 世を関知・関与有った京都市外国人委員〇〇さんを代表理事に置いたNPO法人の後援許可理由の「前歴・経歴問わず」の不公正＝不就学「是」で有り、行政機関公式見解「不就学」非との矛盾。	平成25年12月 6日付け大市教委第2227号	市教委私保有の私の個人情報 ※在日コリアン 4 世義務教育 不就学事件資料関係等と後援 名義の件	公共性のはき違いを回答、理由説明書は、（憲法第98条 2 項に反する！上に、）条例第 6 ・13条違反。〇〇事務局長の違憲行為を正当化する違法。	是正の措置は講じない （理由） 保有個人情報の取扱は正申出書に記載された内容が不明確であったため、平成25年 8 月 28日付け大市教委第1406号で補正依頼を行ったところ、平成25年 9 月13日補正依頼に対する回答書の提出があったものの、なお内容が不明確であったため、是正が必要な個人情報の特定ができず、是正の必要性を判断することができないため	平成26年 3 月 12日	「補正依頼」せずとも、数年間の協議尽くし、市民の声請求や回答も、多々行ってきた経緯より、「共通理解」多分に有った。今更ながら「不足」主張ならば、「歴不問」の見解こそ不相当に考えられる。（理由欠く）「個」をないがしろにしている事案で有る。現存する諮問事案でも主張。「歴不問」とは、「大綱」「要綱」不要とも考える。京都市外国籍懇話会」は、「リ」「リ」設定。本市は、「外国籍住民基本指針」有。第一、「不就学」は、不適法行為、校長は、間断無く学籍継続義務負う」は、国の判断。（見解）委員を不当擁護だ。

（注） 1 （え）欄及び（す）欄については、原則として申出者の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（か）欄に記載の処理時点における担当名としている。